

防火対象物数

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

防火対象物の区別		施行令第 6 条に規定する防火対象物	施行令第 1 条の 2 に規定する防火管理者選任に係る防火対象物 ()内選任数		
			甲	乙	
第 1 項	イ	劇場・映画館・観覧場	8	8(8)	0(0)
	ロ	公会堂・集会場	237	57(55)	70(36)
第 2 項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブ	1	1(1)	0(0)
	ロ	遊技場・ダンスホール	23	22(16)	1(1)
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	0	0(0)	0(0)
	ニ	カラオケボックス・個室ビデオ等	6	6(6)	0(0)
第 3 項	イ	待合・料理店	3	3(3)	0(0)
	ロ	飲食店	293	57(57)	92(57)
第 4 項		百貨店・マーケット	435	227(185)	180(66)
第 5 項	イ	旅館・ホテル・宿泊所	44	41(31)	3(3)
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	2,333	214(90)	29(12)
第 6 項	イ	病院・診療所・助産所	191	60(44)	9(3)
	ロ	老人短期入所施設等	55	48(30)	0(0)
	ハ	老人デイサービスセンター等	182	98(77)	16(16)
	ニ	幼稚園・特別支援学校	27	24(24)	1(1)
第 7 項		小, 中, 高, 大学, 各種学校	210	136(89)	20(0)
第 8 項		図書館・博物館・美術館	9	3(3)	6(2)
第 9 項	イ	蒸気浴場・熱気浴場	0	0(0)	0(0)
	ロ	公衆浴場	1	1(1)	0(0)
第 10 項		停車場	4	1(1)	0(0)
第 11 項		神社・寺院・教会	38	7(5)	31(3)
第 12 項	イ	工場・作業場	619	463(125)	149(19)
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ	3	2(2)	1(1)
第 13 項	イ	車庫・駐車場	20	2(0)	2(2)
	ロ	格納庫	0	0(0)	0(0)
第 14 項		倉庫	208	14(13)	1(1)
第 15 項		前各項に該当しない事業場	313	105(63)	156(21)
第 16 項	イ	特定複合用途防火対象物	464	357(261)	124(37)
	ロ	非特定複合用途防火対象物	70	16(7)	46(1)
第 17 項		文化財等建造物	0	0(0)	0(0)
合計			5,797	1,973(1,197)	937(282)